

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第9号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条の3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの分の給料は、その月の現日数から週休日（瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた給料の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者のその月に受ける給料額からその者が従前所属していた給料の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった給料の支給義務者において支給する。</p> <p>（条例附則第14項の規定により減ずる額の日割計算）</p>	<p>第2条の3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの分の給料は、その月の現日数から週休日（瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年瀬戸市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた給料の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者のその月に受ける給料額からその者が従前所属していた給料の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった給料の支給義務者において支給する。</p> <p>（条例附則第14項の規定により減ずる額の日割計算）</p>
<p>第3条の2 月の中途において、条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるこ</p>	<p>第3条の2 月の中途において、条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるこ</p>

ととなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは前条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の条例附則第14項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

（管理職手当の支給）

第3条の3 <省略>

2 前項の管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給できない。ただし、条例第25条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下第12条第4項第5号及び第15条第2号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務時間条例第13条の規定により病気休暇を与えられている場合は、この限りでない。

3 <省略>

（住居手当の支給）

第5条 <省略>

2 <省略>

3 条例第13条第1項第2号の市長が定める職員は、次条第8項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務公所の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は次条第1項に規定する者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住宅であつた住宅

ととなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは前条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の条例第14項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

（管理職手当の支給）

第3条の3 <省略>

2 前項の管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給できない。ただし、条例第25条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下第12条第4項第5号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務時間条例第13条の規定により病気休暇を与えられている場合は、この限りでない。

3 <省略>

（住居手当の支給）

第5条 <省略>

2 <省略>

3 条例第13条第1項第2号の市長が定める職員は、第5条の2第8項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務公所の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は第5条の2第1項に規定する者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用）の直前の住宅で

(市が設置する公舎及び前項に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

4から12まで <省略>

(期末手当の支給)

第8条 <省略>

2から7まで <省略>

8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

<省略>

育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

及び <省略>

9から11まで <省略>

(条例第23条第2項の勤務しない期間の範囲)

第15条 条例第23条第2項の勤務しない期間には、病気休暇(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。))以外の病気休暇をいう。以下同じ。))の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇により勤務しない日を含む。))のほか、当該療養期間中の週休日、条例第17条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の市長が定める日を除く。))が含まれるものとする。

— 生理日の就業が著しく困難な場合

あった住宅(市が設置する公舎及び前項に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

4から12まで <省略>

(期末手当の支給)

第8条 <省略>

2から7まで <省略>

8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

<省略>

育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

及び 省略

9から11まで <省略>

— 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

— その他市長が定める場合

(条例第23条第2項の規定により給与を減額する日)

第16条 一の負傷又は疾病による病気休暇が引き続いている場合においては、当該病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇が引き続いている場合においては、当初の病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇の日につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の市長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(月の中途において給与が減額される場合等における給料及び地域手当の日割計算)

第17条 月の中途において給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額が減額されることとなった場合等給与期間中の一部の日につき給料及び地域手当の半額が減ぜられる場合における給料及

び地域手当の額の計算は、日割計算による。

(委任)

第18条 <省略>

(委任)

第15条 <省略>

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。